

土木工事施工条件明示事項

工事名：令和8～10年度 広島高速道路維持修繕工事

1. 工程関係

本工事における施工時間帯は、昼間（8:00～17:00）を見込んでいる。

ただし、以下の作業については、夜間（20:00～6:00）のうち、所定労働時間での作業を見込んでいるが、施工状況により施工時間の変更があれば、設計変更の対象とする。

別業務の法定点検（橋梁点検）に伴い実施される夜間通行止め区間内で、本工事に係る作業を指示する場合がある。また、当該法定点検に伴う通行止め規制において、交通誘導員の配置を指示する場合がある。これらの指示に基づき必要となる費用については、設計変更の対象とする。

2. 施工関係

1) 道路維持作業

(1) 道路点検工

a) 日常点検工及び臨時点検工

- ・ 1日の点検は点検作業4時間、結果取りまとめ2時間を見込んでいる。
- ・ 気象状況等により数量（実施回数）の増減や待機が生じた場合は設計変更の対象とする。

b) 路上支障物撤去工

- ・ 落下物処理及び動物処理の処分費は計上していない。処分費が必要な場合は設計変更の対象とする。
- ・ 路上落下物撤去工の作業時間は、1時間を見込んでいる。
- ・ 路上落下物の動物死骸処理の作業時間は、事業用ごみ袋での処理の場合は、1時間を見込み、直接運搬処理の場合は、1.5時間を見込んでいる。
- ・ 作業時間が変更となった場合は、設計変更の対象とする。

(2) 道路清掃工

- ・ 道路清掃工については、別途、監督員からの指示により実施することとし、数量の増減の生じた場合は、設計変更の対象とする。

(3) 除草工

- ・ 除草工については、別途、監督員からの指示により実施することとし、数量の増減の生じた場合は、設計変更の対象とする。

(4) 雪氷対策工

- ・ 雪氷対策関係車両の車両種別、台数及び実施回数は、気象条件等に伴い増減する場合があり、設計変更の対象とする。
- ・ 凍結防止液散水車・除雪機械及び工事用標識車の賃料には、タイヤチェーン損

耗費は含まれていないため、必要な場合は設計変更の対象とする。

- ・ 気象状況等により数量（実施回数）の増減や待機が生じた場合は設計変更の対象とする。

3. 建設副産物等関係

1) 道路維持作業

(1) 路面清掃工及び排水施設清掃工

- ・ 収集した塵芥及び土砂等は、以下の施設への搬入を見込んでいるが、搬入施設を特定するものではない。

路線名	施設名	所在地
1号線	(株)パズルハウス	広島市東区
2号線	福田土砂埋立処分場	福田町字厚朴 718-1
3号線	(株)ミヤケン [洋伸建設(株)仮置場]	広島市南区 出島 2-37
4号線	(株)Ktco 大原迫残土処分場	広島市安佐南区 伴東町字大原迫 589

(2) 落下物処理工・除草工・法面伐採工

- ・ 収集した草等の処分先は、以下の施設への搬入を見込んでいるが、搬入施設を特定するものではない。

路線名	施設名	所在地
1号線 ～ 4号線	広島市環境局施設部 中工場<焼却処分>	広島市中区 南吉島一丁目 5番 1号

- ・ 収集した枝木、木くず等の処分先は、以下の施設への搬入を見込んでいるが、搬入施設を特定するものではない。

路線名	施設名	所在地
1号線	(株)ベンリ	広島市安佐北区白木町三田下鳥井原 427-5
4号線	(株) ゴールドフォレスト 樹木リサイクルセンター	広島市佐伯区五日市町石内 673-1

2) 道路修繕工事

(1) 舗装工・防護柵工区画線工・道路付属施設工・法面工・トンネル工・その他修繕工

については、別途、監督員からの指示により実施することとし、数量の増減や運搬・処分費等が発生した場合は、設計変更の対象とする。

(2) 舗装工

- ・ 発生するアスファルト殻は、以下の施設への搬入を見込んでいるが、搬入施設

を特定するものではない。

路線名	施設名	所在地
1号線	太平土木(株) タイハイ八木リサイクル場	広島市安佐南区 八木町字馬渕 128-4
3号線	大林道路(株)広島アスフ	広島市佐伯区五日市港 2-6-3
4号線	アルト混合所	

4. 広島高速道路通行料金の取扱い

本工事の施工に必要な広島高速道路の通行については、発注者が必要と認める場合に限り、受注者に対し通行料金を免除する。通行料金の免除を受ける際は、下記のいずれかの方法によるものとし、受注者は所定の手続きを行うこと。

なお、通行料金は免除を受ける前提で積算しており、免除を受けず通行料金が発生した場合においても、変更契約の対象としない。

(1) ETC の貸与による通行料金の免除

受注者が工事用 ETC カードの貸与を受ける場合は、発注者が指定する様式により申請を行い、貸与を受けた ETC カードを本工事の施工に必要な通行に限り使用すること。

また、当該カードの紛失、破損、不正使用等が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けるものとする。

工事完了後、又は発注者が指示した場合は、速やかに ETC カードを返却すること。

なお、カード発行には手数料が必要となるが、発生した手数料は受注者の負担とする。

(2) 通行許可書（チケット）の受領による通行料金の免除

受注者が通行許可書による通行を行う場合は、発注者が指定する様式により申請を行い、通行許可書の交付を受け、料金所で同許可書とチケットを使用して通行するものとする。通行許可書は、本工事の施工に必要な通行のみに使用し、工事完了後または発注者が指示した場合は許可書とチケットを返却すること。

なお、通行許可書は無料で発行できるが、チケットの使用枚数を所定の様式により月 1 回報告すること。

5. その他

本工事に予定していない工種であっても、工事打合簿等により指示する場合がある。その場合、追加作業にかかる費用は設計変更の対象とする。

また、本工事に予定していない工種および原因者負担工事を施工する場合は、施工数量に加え、作業時間、人員数、使用機械、使用材料、産業廃棄物の搬出・処分状況等を写真を含めて詳細に記録し、報告すること。

この際、各項目について数量が確認できる状況写真を報告すること。
さらに、作業状況の確認が必要となった場合には、監督職員の立会を受けること。